



令和8年度各務原市社会福祉事業団職員採用試験要項

この試験は、令和8年4月1日付以降採用者を決定するために行うものです。

1. 職種・採用予定人員・職務内容・受験資格

職 種	採用予定人員	職 務 内 容
保育士又は 児童指導員	1 名	主に、児童発達支援センターにおいて、 ・日常生活の保育・保護者支援等 ・送迎、添乗 を行う業務及びこれに付帯する（記録等）業務
児童発達支援 管理責任者	1 名	主に、児童発達支援センターにおいて、 ・児童発達管理責任者として 個別支援計画の作成・モニタリング ・職員・関係機関の調整 を行う業務及びこれに付帯する（記録等）業務
相談支援専門員	1 名	主に障がい児及びその家族等の相談支援、サービス利用計画 立案等を行う業務
生活支援員等	1 名	主に、障がい者福祉サービス事業において ・利用者の生活支援・作業支援 ・納品作業、利用者の外出支援（社用車使用） ・送迎、添乗 を行う業務及びこれに付帯する（記録等）業務

2. 受験資格（下記の要件をすべて満たしていること）

職 種	受 験 資 格
各職種共通	① 昭和41年4月2日以降に生まれた方 ② 普通自動車運転免許を有している方
保育士又は 児童指導員	「保育士」の資格、若しくは児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23年厚生省令第63号）第43条に規定する「児童指導員」の資格を有して いる方
児童発達支援 管理責任者	児童発達支援管理責任者の要件を満たす方 ・児童発達支援管理責任者基礎研修及び実践研修
相談支援専門員	岐阜県等が行う「相談支援従事者研修」の初任者研修を修了し、「相談支援 従事者」の資格を有している者

・次に該当する方は、受験できません。

○拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなる
までの方

※受験資格等について

- ・申込書の記載内容に虚偽、不正等があることが判明した場合、職員として採用しません。
- ・採用後に受験資格等に虚偽、不正等が発覚した場合は、採用を取り消します。

3. 受験申込手続

- ① 所定の申込書に写真をはって、エントリーシートとともに各務原市社会福祉事業団事務局
（福祉の里内）に提出すること。
- ② 「保育士・児童指導員」、「児童発達支援管理責任者」、「相談支援専門員」又は「社会福祉
士・介護福祉士・精神保健福祉士」の資格を有している方は、は、資格証明書の写しを添付す
ること。
- ③ 郵送による申込の場合は、封筒の表に「受験申込」と朱書し、所定の申込書に写真をはり、
一般書留又は簡易書留で送付すること。
宛先：〒509-0101 各務原市須衛稲田7番地 各務原市社会福祉事業団事務局
提出書類：①申込書 ②エントリーシート ③資格証明書の写し
- ④ 申込書に記載不十分なものや写真の小さなものは受理しません。

⑤ 受験に対しての提出書類は返却しません（当方で廃棄します）。

4. 受付期間

- ① 窓口受付の場合 ～随時 窓口受付時間：午前8時30分～午後5時15分
（土曜日、日曜日及び祝日は、受け付けできませんので、ご注意願います。）
- ② 郵送受付の場合 ～随時（採用者が決定次第、募集を締め切ります）

5. 試験の期日・場所

試 験	科 目	期 日	試 験 会 場
	基礎能力検査 適性検査	申込書到着後、電話等にて 期日を通知	各務原市福祉の里 （自宅での受験可）
	面 接		各務原市福祉の里

6. 試験の方法・内容

試 験 方 法	科 目	内 容
	基礎能力検査 適性検査	社会福祉事業の従事者としての基礎能力・適性を判断
	面 接	個別面接による人物・適性等の総合判断

7. 合格発表

発 表 日	発 表 方 法
随 時 （面接実施から概ね10日後）	合否を郵送により通知

8. 待遇等

（1）初任給（令和8年4月1日現在）

職種	大学卒	短大卒（2年制）
保育士、児発管、相談支援専門員、生活支援員等 （内、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士 のいずれか有資格者）	235,600円 （238,500円）	225,600円 （230,200円）

※ 職歴等がある場合などは、一定の基準により加算されます。

（2）昇給は、原則として年1回です。

（3）諸手当は、地域手当、期末手当、勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当等を支給要件に応じて支給されます。

（4）勤務時間は1日7時間45分、原則として週38時間45分です。

（5）業務上必要がある場合は、法人が事業経営する業務の範囲で就業場所又は業務内容の変更、職種変更を命じることがあります。

9. 各務原市社会福祉事業団の概要

各務原市社会福祉事業団は、各務原市が設置する社会福祉施設 各務原市福祉の里、各務原市就労継続支援事業B型事業所（就労継続支援事業B型）、障がい者相談支援事業所等の運営を行う社会福祉法人です。

各務原市福祉の里は、児童発達支援センター、生活介護事業、支援センター等からなり、その全ての施設が通所形式をとる複合社会福祉施設です。

採用に関する問い合わせ先・郵送による申込先
社会福祉法人 各務原市社会福祉事業団 事務局
〒509-0101 各務原市須衛稲田7番地
電話 （058）370-7500

※ 各務原市社会福祉事業団ホームページ（<https://kakamigahara-fukushi.or.jp/recruit>）からも申込書などを取り出すことができます。

※ 応募前職場見学は可能です。事前にご連絡、日程調整の上お越し下さい。